

伏木港伏木万葉ふ頭立入禁止区域図

令和7年12月
富山県伏木港事務所

- 常時立入禁止区域 ※1
- 震災後立入禁止区域 ※2

※1 重要国際埠頭施設の保安確保のため、人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを禁止する区域

※2 能登半島地震によって緑地が被災し危険な状況であるため、当面立ち入ることを禁止する区域
(安全な施設利用の再開に向け、順次工事を進めているところですので、ご理解・ご協力をお願いします。)

